

八幡浜地区施設事務組合情報公開条例施行規則

〔平成22年 3月19日〕
規則 第 1 号

改正

(目的)

第1条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合情報公開条例（平成22年条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 情報公開については、八幡浜市情報公開条例施行規則（平成17年八幡浜市規則第12号）を準用する。この場合において「市長」とあるものは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。